

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第8弾】 飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力いただいた飲食店等に対して協力金を支給します。

- 1 対象期間 ① 1月27日（木）から2月20日（日）までの全25日間
② 1月28日（金）から2月20日（日）までの全24日間
③ 1月29日（土）から2月20日（日）までの全23日間
・営業時間短縮の準備をできた店舗から始めていただけるよう、対象期間を3種類としました。
- 2 対象地域 県内全域
- 3 支給額等

とちまる安心認証店	
A	・営業時間を5時から20時まで短縮 ・酒類の提供は自粛 ・3～10万円/日（中小企業等）
B	・営業時間を5時から21時まで短縮 ・酒類の提供は20時まで ・2.5～7.5万円/日（中小企業等）

※ 認証店は、A、Bどちらかを選択。

とちまる安心認証店以外
・営業時間を5時から20時まで短縮 ・酒類の提供は自粛 ・3～10万円/日（中小企業等）

- 4 申請方法 郵送又はインターネット
- 5 受付期間 2月21日（月）から4月22日（金）（ただし、インターネット受付は3月1日（火）から）

詳しくは、県ホームページでご確認いただくか、下記コールセンターにお問合せください。

【栃木県営業時間短縮協力金コールセンター】（1月27日開設）

電話番号：028-651-3707

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）